

役員及び評議員の報酬等に関する規程

役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人ゆいまるの会（以下「この法人」という。）の定款第 21 条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、評議員、理事、監事及び苦情第三者委員をいう。
- （2）常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3）非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- （5）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- （1）常勤の役員 報酬
- （2）非常勤の役員 報酬

（報酬等の額の算定方法）

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 常勤の役員等の報酬は、別表 1 に定める額とする。
- 3 非常勤の役員等の報酬は、別表 2 に定める額とする。
- 4 この法人の全理事の報酬総額は、年間 100 万円以内とする。
- 5 この法人の全監事の報酬総額は、年間 15 万円以内とする。
- 6 計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（当法人職員給与との併給）

第 5 条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員報酬は、別表第 1(1)の定めによるものとする。

- 2 諸役員会に出席したときの報酬については、別表 2 に定めによるものとする。
- 3 諸役員会開催日に職務を遂行したときの報酬については、別表 1(2)に定めるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給の時期は、次に定める時期とする。

(1)報酬 翌月 10 日

(常用職員給与規程第5条1項・2項に準ずる)

- 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営の為の業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合は、旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを切り捨てる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は、法人設立の日より施行する。

附 則 平成30年12月17日改正【第2条・第4条・第7条・別表1】

(施行期日)この規程は、平成30年12月17日より施行する。

附 則 令和4年1月27日改正【第3条・第4条・第5条(新設)・第6条】

(施行期日)この規程は、令和4年1月1日より施行する。